

○民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が
地方公共団体等との間で締結する協定について

平成15年4月22日 14林国経第35号
林野庁長官より各森林管理(分)局長あて

【最終改正】平成25年3月26日 24林国管第158号（平成25年4月1日から施行）

国有林野の管理経営に当たっては、森林の流域管理システムの下、民有林関係者との連携に努めてきた中で、近年、国有林と民有林との間で森林施業の一体化を図る団地の設定等により効率的な森林整備等に取り組む動きがみられるようになってきている。民有林と協調して森林整備等を推進していくことは地域振興に資する観点からも重要であり、今後とも、民有林関係者との一層の調整や協力関係の確保が求められるところである。

このため、別添のとおり、「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」を定めたので、適切に対処するよう努めることとされたい。

別添

民有林と協調した森林整備等を推進するための 地方公共団体等との協定の締結要領

第1 趣旨

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位とした森林整備の推進や林業の活性化に向けて、国有林と民有林との連携した取組を推進するとともに、それぞれの地域における森林整備等についての課題やニーズを把握し、これを事業運営に反映させるよう努めてきたところである。

近年、国有林と民有林の間で、森林施業の一体化を図る団地の設定や森林の持つ多面的機能の持続的発揮を目指した取組を協調して行う動きが見られるようになってきている等、国有林と民有林との連携により効率的な森林整備等を推進していく取組に対して関心が高まってきている。豊かな環境づくりや林業の活性化を通じて地域振興に資するという観点からも、民有林と協調して森林整備等を推進していくことは重要であり、民有林関係者との一層の調整や協力関係の確保が求められるところである。

このため、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）が地方公共団体等との間で森林整備、保全等に関する協定（以下、「森林整備推進協定等」という。）を締結するに当たって、指針とすべき取扱い等を定めることにより、民有林と協調した森林整備等の推進を図るものとする。

なお、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に基づく「公益的機能維持増進協定」の取扱いについては、別に定める。

第2 森林整備推進協定等を締結する者

森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下「森林管理署長等」という。）は、民有林と協調した森林整備等を推進するため、市町村長又は民有林関係者との間で森林整備推進協定等を締結することができるものとする。

第3 森林整備推進協定等の取扱い

第2の森林整備推進協定等を締結する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 協定の内容

協定には、原則として次の事項を定めるものとする。

- ア 協定の目的及び名称
- イ 協定の対象箇所の位置、区域及び面積
- ウ 事業内容
- エ 協定の有効期間
- オ 協定の変更又は破棄
- カ その他必要と認められる事項

(2) (1)に示した協定事項ごとの指針は次のとおりとする。

ア 協定の目的

路網の整備や間伐等を国有林と民有林が連携して実施する団地（以下、「森林共同施業団地」という。）の設定や国有林野における分収林制度の活用等を通じ、森林整備の効率化等に着実に取り組むことにより、対象森林が持つ多面的機能の持続的発揮を図るものとする。

イ 協定の対象箇所

地域管理経営計画（国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する計画をいう。）等 に示された管理経営の方針を踏まえ、事業の内容に応じて適切に定めるものとする。

森林共同施業団地を設定する場合は、国有林、民有林の双方にとって森林整備の効率化等が図られる森林とする。

ウ 事業内容

(ア) 事業内容は、国有林野施業実施計画（国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第12条に規定する実施計画をいう。）を踏まえ、協定の締結者との十分な調整により定めるものとする。

なお、森林管理局長は、森林管理署長等から要請があり、国有林野の管理経営上有効であると判断した場合は、伐採箇所の追加指定等、国有林野施業実施計画等の変更を行うことができるものとし、森林管理署長等は当該変更を踏まえた事業内容を定めることができるものとする。

また、分収林制度を活用する場合には、森林管理局長は必要に応じて育成複層林施業から育成単層林施業へ施業方法の変更を行う等、事業の円滑な実施に配慮するものとする。

(イ) 森林共同施業団地を設定する場合は、次に掲げる事項を記載した森林整備等実施計画を作成し、協定に定めるものとする。

- a 森林整備を行う森林の区域及び面積
- b 森林整備の目標に関する事項
- c 森林施業の集約化に関する事項
- d 森林施業の方法に関する事項
- e 作業路網その他施設の設置及び維持運営に関する事項
- f 年次別、所管別、事業区分別、区域別の事業計画
- g その他（地域材の需要拡大、下流住民に対する普及啓発又は林業事業体の育成に関する事項等）

(ウ) 森林共同施業団地を設定しない場合は、具体の事業内容に応じ(イ)に準じた事業実施計画を作成し、協定に定めるものとする。

エ 協定の有効期間

対象森林に係る国有林野施業実施計画の計画期間内とし、有効期間の満了に当たっては、森林管理署長等は、協定の相手方と協議の上、更新することができるものとする。

オ 協定の変更又は破棄

森林管理署長等は、協定の相手方と協議の上、協定の変更又は破棄を行うことができるものとする。

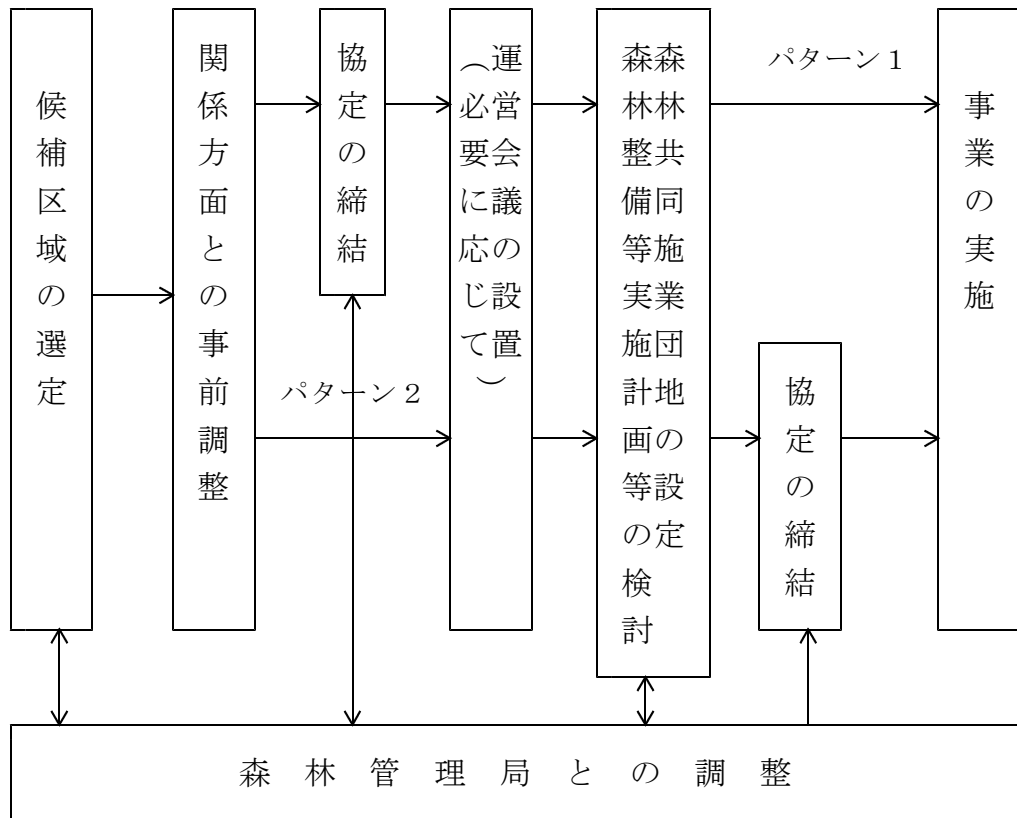
カ その他

(ア) 協定の運営に資するため、必要に応じて、協定の締結者により構成する運営会議を設置することができるものとする。

(イ) 協定に基づく事業の実施に当たっては、森林管理署等は流域森林・林業活性化協議会等を通じて流域森林・林業活性化センター等との調整に努めるものとする。

(3) 協定を締結し、事業を実施するまでの標準的な流れは次の図のとおりとする。

森林管理署等は、各段階において森林管理局と十分な調整を図ることとし、森林管理局においては、関係課間で連携を図り、森林管理署等を適切に指導するものとする。



注：1 パターン1は、協定を締結した後に団地を設定する場合
 2 パターン2は、協定の締結と団地の設定を同時に実施する場合

(4) 協定の締結、変更又は破棄の報告

森林管理署長等は、協定を締結したときにはその協定書の写しを、協定を変更したときにはその変更内容を記載した書面を、協定を破棄したときにはその理由を記載した書面を、それぞれ森林管理局長に提出するものとする。

第4 森林管理局と都道府県との連携

森林管理局長は、協定に基づく民有林と協調した森林整備等を一層推進するため、都道府県知事との間において森林整備等に関する総括的な覚書等を締結することができるものとする。

第5 その他

(1) 森林管理署長等は、協定の目的、内容等に関連する国有林野事業の制度等

の適切な活用を図り、各々の実施要領等に基づいた当該制度の適切な運用に努めるものとする。

- (2) 森林管理署等は、森林施業に係る技術検討会の実施等適切な技術指導等を行うことにより、事業の円滑な実施に努めるものとする。